

「首都圏シティプロモーション業務」公募型企画競争提案説明書

1 業務の名称

首都圏シティプロモーション業務

2 業務内容

別紙「首都圏シティプロモーション業務 仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 業務委託契約の内容

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 告示日

令和6年5月27日（月）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 予算規模

本業務の上限は、5,500千円とする（地方税及び地方消費税を含む）。

※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 参加資格

入札参加者は次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者（以下「資格者」という。）であること。ただし、資格者でない者であっても、以下に定める書類を提出し、所定の審査を経た上で、参加することができる。

提出書類	備 考
1 申出書	・別紙様式
2 登記事項証明書	・現在事項証明または全部事項証明 ・写し可
3 財務諸表	・損益計算書及び貸借対照表 ・直近2期分

4　納税証明書 (市区町村税)	・本店の所在地の市区町村が発行するもの ・写し可
5　納税証明書 (消費税・地方消費税)	・未納がない旨の証明書 (納税証明書　その3の3) ・写し可

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 過去5年（平成31年4月以降）の間に、本市又はその他の官公庁との間で同種契約の実績があること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始……………令和6年5月27日（月）
- (2) 質問受付……………令和6年5月27日（月）～令和6年5月30日（木）
- (3) 参加意向申出書提出期限……………令和6年6月5日（水）
- (4) 企画提案書等提出期限……………令和6年6月10日（月）
- (5) プレゼンテーション審査……………令和6年6月17日（月）
- (6) 結果通知……………令和6年6月中旬（予定）
- (7) 契約締結……………令和6年6月中旬（予定）

6 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
参加意向申出書（様式1） 1部
- (2) 提出期限
令和6年6月5日（水）17時00分必着
- (3) 提出方法
下記「13 問い合わせ先」あて郵送または持参
※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

7 企画提案を求める項目

仕様書を確認の上、以下の項目を盛り込み提案すること。

- (1) 過去の類似業務実績
- (2) 業務スケジュール・業務執行体制等
- (3) 企画提案内容
 - ア 「首都圏さっぽろ応援ショップ制度」を活用したプロモーションの実施
 - (ア) プロモーションの企画概要・手法
 - (イ) 実施体制、スケジュール
 - イ 動画制作
 - (ア) 制作する動画の内容・構成イメージ
 - (イ) 映像素材の撮影回数や撮影体制、スケジュール
 - ウ 公式インスタグラム運用支援
 - (ア) フォロワー向けキャンペーン案
 - (イ) 札幌の画像・動画素材イメージ
 - エ 仕様で定める内容以外の独自提案（提案は必須ではないが、加点要素とする）
- (4) 当該業務の目的を達成するための成果指標と目標

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、両面使用）
 - (ア) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
 - (イ) 提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 10部
 - イ 上記ア(イ)のPDFデータ（CD又はDVD） 1部
- (2) 留意事項
 - ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することとし、両面印刷で最大10ページ程度（表紙及び目次を除く。）とすること。
 - イ 提出にあたっては、一式をクリップで留め、特別な製本は行わないこと。
 - ウ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。
- (3) 提出期限
令和6年6月10日（月）17時00分必着
- (4) 提出方法
 - 下記「13 問い合わせ先」あて郵送または持参
 - ※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
 - ※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

9 質問及び回答方法

- (1) 質問方法
質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式2）に質問の要旨を記入し、下記「13 問い合わせ先」あてに電子メールで送信すること。

タイトルは「首都圏シティプロモーション業務 質問書」とすること。

(2) 質問書提出期限

令和6年5月30日（木）17時00分必着

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答するほか、原則ホームページで公表する（質問者名は公表しない）。

10 契約候補者の選定

(1) 選定方法

本市の指定する日程（「5 スケジュール」に記載。時間は後日連絡）に、企画提案事業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、最も優れた1社を選定する。

なお、企画提案数が6社以上となった場合は、下記(4)の審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーションに参加する上位5社までの企画提案を選定する。

(2) 実施場所

札幌市東京事務所会議室（下記「13 問い合わせ先」を参照）

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は25分（説明15分、質疑10分）程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。

ウ プrezentation及びヒアリングに出席しない事業者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとするが、企画提案書の趣旨を変更しない範囲での訂正、資料の追加は差し支えない。（企画提案書をモニターに映して提案する必要がある場合は、事前に相談すること。）

(4) 審査基準

下表のとおり。

評価項目	審査基準	配点
業務目的	・業務の目的、趣旨を理解し、目的の達成に向けた企画提案となっているか	10
実施スケジュール・体制・経費	・業務スケジュールは計画的であり、妥当か	5
	・類似業務の実績を有し、円滑に進められる必要かつ十分な人員を確保しているか	5
	・積算額が妥当であるか	5

「首都圏さっぽろ応援ショップ制度」を活用したプロモーションの実施	・プロモーションの企画・手法が優れているか	15
	・店舗にとってメリットがあり参加しやすい内容か	10
動画制作の内容	・札幌の暮らし・ライフスタイルの特長や魅力が伝わる内容であるか	10
	・前年度の動画のテイストを踏まえた内容であるか	10
インスタグラム運用支援	・フォロワー向けキャンペーンの内容が優れているか	10
	・提供素材は札幌の魅力を伝えるものであるか	10
その他独自提案	・独自提案がある場合、その内容が優れているか（加点要素）	10
成果指標・目標	・本事業の目的を達成するための成果指標及び目標が妥当であるか	10

(5) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

(6) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2社以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(7) 提案者が1社であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(8) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

(9) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

11 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。また、提出された企画書は返却しない。
- (3) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (4) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (6) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (7) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

13 問い合わせ先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階
札幌市東京事務所 担当：小村、工藤
TEL：03-3216-5090 FAX：03-3216-5199
E-mail：tokyo-citypr@city.sapporo.jp